

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 6 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年2月から51年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から51年3月まで  
② 昭和51年4月から同年6月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については、A町役場の職員に保険料の納付を勧められ、生命保険を解約し、自宅に来た同職員に20万円を支払った。

また、申立期間②については、地区の年金組合の当番が保険料を毎月集金に来ており、妻の分と一緒に納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況について具体的に供述しているところ、A町では、「申立人が申立期間に係る保険料を納付したとして名前を挙げた職員は、A町の在職期間のうち昭和47年4月1日から53年12月1日まで国民年金を担当していた。また、その当時、当町では、社会保険事務所(当時)の職員に随行する形で被保険者宅を訪問し、保険料の収納を行っていた。」と回答しており、申立人の供述と一致している。

また、上記職員が国民年金担当だったとされる期間は、第3回特例納付実施期間の一部に当たり、申立期間の保険料納付が可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を第3回特例納付実施期間に納

付した場合の保険料額と一致している。

申立期間②について、当時同居していた申立人の妻及び長男は、申立期間に係る国民年金保険料を納付している上、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことが確認でき、申立人の供述と一致している。

また、申立期間の国民年金保険料は、A町が保管する国民年金被保険者名簿において未納とされており、オンライン記録においても、平成22年7月20日に納付済みから未納に訂正されていることが確認できるものの、申立人に係る被保険者名簿は3枚保管されており、国民年金保険料納付記録欄の「転記事項」に記載された過去の保険料納付記録は、3枚とも異なっていることから、記録管理に不適切な点があり、事務処理に何らかの過誤があった可能性も否定できない。

さらに、申立人の申立期間当時に係る記憶は鮮明かつ具体的であり、申立人の供述に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月29日から同年5月1日まで  
現在勤務しているA株式会社から、昭和52年5月に同社本社からB事業所に異動した際の資格喪失日に誤りがあったとの連絡をもらった。  
私は、申立期間当時、A株式会社本社から同社B事業所に転勤したが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は毎月差し引かれていたので、申立期間について年金記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA株式会社の担当者の供述から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令等の資料はないものの、申立人と同時期にA株式会社B事業所に異動した同僚の被保険者記録及び同社担当者の供述から、昭和52年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社本社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和52年4月29日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月29日から同年5月1日まで  
現在勤務しているA株式会社から、昭和52年5月に同社本社からB事業所に異動した際の資格喪失日に誤りがあったとの連絡をもらった。  
私は、申立期間当時、A株式会社本社から同社B事業所に転勤したが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は毎月差し引かれていたので、申立期間について年金記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA株式会社の担当者の供述から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令等の資料はないものの、申立人と同時期にA株式会社B事業所に異動した同僚の被保険者記録及び同社担当者の供述から、昭和52年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社本

社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和 52 年 4 月 29 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月から同年8月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月から同年8月まで  
② 平成15年10月から同年12月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月金融機関に納付していたはずであり、夫の分が納付済みとなっているのに、私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付について、「夫婦二人分の保険料3万円程度を、毎月金融機関の窓口で納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間を含む平成15年2月分から同年12月分までの夫の保険料納付日と、申立人の17年2月分から同年12月分までの保険料納付日が一致している上、1回当たりの納付額の合計は約2万7,000円であることが確認できる。

また、制度上、申立期間の保険料納付が可能である平成15年から17年までの期間について、A市が保管する市県民税課税資料から、申立人及びその夫が申告した国民年金保険料を確認したが、申立期間の保険料を納付していた状況はうかがえない。

さらに、平成14年4月からは、保険料収納事務が市町村から国に一元化されるとともに、磁気テープに基づく納付書の作成及び発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されるなど記録管理の強化が図られており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低く



なっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 41 年 4 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、昭和 37 年 1 月頃に、夫が国民年金の加入手続を行った後、数か月間は国民年金保険料の納付が滞ったかもしれないが、A 市内の金融機関において、5、6 か月分の保険料を一括して納付し、その後、保険料を毎月定期的に納付していた。

申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 37 年 1 月頃に国民年金の加入手続をしてから数か月後に、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付していたはずであると主張しているが、申立人自身が加入手続に直接関与していない上、申立期間に係る納付金額及び納付方法の記憶が定かではなく、その夫も既に死亡していることから、加入の時期及び保険料の納付状況は不明である。

また、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（電算記録）及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和 41 年 5 月 30 日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、被保険者台帳の昭和 40 年度の保険料納付状況欄に「この年度まで進達不要」の押印があることから、昭和 41 年 3 月までは、国民年金に未加入とされていたことが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月 22 日に払い出されたことが確認でき、この時点において、申立期間のうち、37 年 1 月から 39 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間及びその前後を通じ

て住所の異動が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 1 月まで  
年金事務所に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。  
しかし、申立期間の国民年金保険料は、市役所から未納である旨の連絡を受け、夫が市役所に出向いて納付したはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が市役所において申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人は保険料納付に関与しておらず、納付したとする夫から聴取しても、納付金額については具体的な記憶が無く不明としている。

また、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月及び 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月  
② 昭和 48 年 3 月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、市役所において加入手続を行い、納付していたはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（電算記録）によると、申立期間は未加入期間となっていることが確認でき、申立期間については、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 10 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①はA職としてB事業所に勤務し、申立期間②はC職としてD事業所に勤務していた。各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、当該事業所は、昭和 55 年 2 月 5 日に法人設立後、63 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所に対し、申立期間当時に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、「当社は、会社が法人化される以前は個人事業所として事業を営んでいたが、当時の関係書類は全て廃棄済みのため残されていない上、申立期間当時は厚生年金保険の適用を受けておらず、適用日以前に従業員に対して支給した給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨回答しており、申立内容を確認できる資料及び供述は得られない。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が申立期間に勤務していたとするD事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が主張するD事業所の所在地を管轄する法務局に照会したが、商業登記の記録を確認することはできない。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、「以前、D事業所を紹介してくれた兄から、同事業所は既に廃業したことを聞かされた。」旨供述しているところ、同人は既に死亡していることから、同事業所に関する供述は得られない。

加えて、申立人は、「勤務当時の社員数は、事業主、その弟及び自分の3人であった。」旨供述しており、これを前提とすれば、当該事業所は申立期間当時、従業員数が5人未満であるため、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと推認できる。

なお、オンライン記録によると、当該事業所と類似する名称の株式会社EはF市内に2社確認できるが、いずれも申立人が勤務したと主張する事業所とは業種及び所在地等が異なることから、別の事業所と考えられる。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 6 月 8 日から 40 年 10 月 1 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」というはがきをもらった。

しかし、私は、申立期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、脱退手当金を受給したとされている記録に納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、オンライン記録によると、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和41年3月18日に脱退手当金が支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、A株式会社は、昭和63年3月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立内容を確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。